

【資料2】

財務諸表の承認に係る事務局確認について

1 確認の方針

財務諸表は、住民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。

また、知事による財務諸表の承認にあたっては、地方独立行政法人法第34条の規定により、評価委員会より意見を聴取することとなっている。

そこで、これに先立ち事務局において、合規性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

2 確認内容

財務諸表の承認について、下記項目により確認を行った。

(1) 合規性

確認事項	確認結果
提出期限は遵守されたか。 (法第34条①)	6月30日に財務諸表等の提出があった。
必要な書類は全て提出されたか。 (法第34条②)	以下の書類が提出された。 ①財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施 コスト計算書、附属明細書） ②事業報告書 ③決算報告書 ④監査報告書
会計監査人及び監事の監査証明に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

確認項目	確認結果
記載すべき事項について、遺漏がないか。	財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がなかった。
計数は整合しているか。	計数の合計等の基本的な計数について整合していた。
書類相互間における数値の整合性は取れているのか。	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合は取れていた。